

株式移転

資本金の額の計上に関する証明書

株主資本変動額（会社計算規則第52条第1項）

金〇〇円

株式移転設立完全親会社の資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第52条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注1）

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

（注）1 株式移転設立完全親会社の資本金の額は、株主資本変動額の範囲内で、株式移転完全子会社が株式移転計画の定めに従い定める必要がある（会社計算規則第52条第2項）。